

(四二六)

ありまするが、私共一般常識におき

○説明員(猪口猛夫君) 先程御説明が

べきところを、ただ用語の統一をする

いたしません、用語の統一とあれ

ます。御承知のように港内におきます

船の通る路、いわゆる航路というものは非常に狭隘でありますために、他の船舶を追い越すような場合に、いわゆる衝突予防法、そういうようなものを適用してこれをやろうとしたとしても、余りにも狭隘なるためになかなかうまく運航が行かないというようなこともありますので、その航路内における交通整理の意味合におきまして、この十四條の四項が設けられておるのをごさいます。いわゆる航路内におきましては片側通行、而もできればとにかく一列運航と言いますか、一列航行とでも申しますか、そしてその狭い航路内における事故を防止したいという一念でこの本項が設けられているわけでございます。従つて御質問のようなケースが起りました場合は、追い越す船におきまして危険を生じない限り、やはり前の船のスピードに合せて運航するというのが立法の精神でございます。

○丹羽五郎君 ちよつと政府委員の意味が少し私分りませんが、まあ大体了承しますが、航路内においてということとは、航路というものは別に、狭隘なる航路もあれば、狭隘でない航路もあるのではありません。今の政府委員の御答弁は狭隘なる航路のみを指してお話になつたように考えておるのですが、私は他の船舶を追い越してはならない、この追い越すという点については私は共は原則的に賛成であります。果してこのなにか実行ができるか、そういう場合にはどうするかという、私は立法者の考えを突はさねをしておるのではありません、一列航行して船が走るというような場合は、或いは瀬戸内のような場合であつたら却つて一列航行

が果して船が安全なりや否やという点とも私共が聞きたい。仮にそこに他の船が、帆船のごとき船がしよつ中軌を張つてよぎつてゐる船があるというやうなところに一列航行して、果してそれが安全なりや否やという点も考へて見たいという思ふので、これは絶対に追い越しちやいかんということが確定的にここに謳つてあるのであるから、こういうことによつて又いへば、衝突事件が起つた折に、よく私はこの立法の精神を聞いて置かんと、又これが非常な重大なことになるわけですから、或いは海上衝突予防法にも又いへば、あるいは、船舶を追い越すときは、自船が他船に向つて追い越すときの一つの海上衝突予防法における操作法も規定はされておるのです。併し、私は原則的に賛成なんです。併し、果してこれが行なえるかどうか、而も現在のようにこの船舶の少い折に、これは私は追い越すことをして行きたいという意味で言うのじやなく、現在のやうな船舶の少い折には、スピードも、前に五哩はか走らん機帆船がある、するとそこに自船が十哩以上走つておつて、その五哩の機帆船のようにスピードを落して走らなければならぬということも果してこれが実行できるか。

○説明員(猪口猛夫君) 私は先程御説明いたしました際に、狭隘なる水路という言葉を使いましたが、この本條四項はいわゆる港内における、港内という限られた中で、尙且つ船舶の通る路が指定されておるのです。港内における航路でありまして、いわゆる一般の公海における航路という意味でありません。ですからいわゆる狭隘なる水路というもののよりも、もつと狭い狭隘なる水路であり、又港内におきましては御承知のように、船は主にスピード・ダウンしたしておりますので、一列航行したという点につきましても概ね実行されると、こう考へております。

○丹羽五郎君 その説明ならば、私の点は最も必要なる点でありますから、よく了承いたしました。

それからこの提案理由のところに「日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律第一條の四第二項の規定により」とあります。第一條の四第二項の説明をして頂きたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) この際諸君にお諮りいたしますが、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めると、即ち新潟市、神戸市及び高松市に海運局官制による海運局を置くことについて地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求むるということになつておるのであります。その提案の理由といたしまして、海運監理部は、昭和二十一年新潟、神戸及び高松の海運局廃止後新たに設置されたものでありまして、海運局と殆んど同じ組織、権限を有しておりましたが、官制上は海運局の支局の形体になつておりました。最近の海運復興に關する内外情勢の推移に對処いたしたために、現在の機構では責任体制が明確でありませんので、この際名称を海運局に改め、實際上形式を一致させ、海運行政の運営の万全を図りたいと思つてあります。

尙昇格にあたりましては予算及び定員を増加いたしませんから、行政機構整理の趣旨に反しません、又地元の縣及び市が熱烈に昇格の要望をいたしておりますので地方自治の精神にも反しなかつたのであります。この点につきまして承認することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(板谷順助君) 御異議ないと認めます。

○説明員(猪口猛夫君) 先程、御質問の法律第七十二號第一條の四第二項の内容であります。内容は新憲法の施行に伴ひまして従来の勅令事項を全部法律に變更しなかつたやうなことになるのであります。但しこの現行の開港港則のごとき勅令は、昭和二十三年五月二日までに必要な改廢の措置を講ずるといふことを條件といたしまして、法律に組替えられておるのが第一條の四第二項の規定であります。但しその後この法律は尙本会で改正になりまして、先程申しましたやうな新憲法の施行に基きまして全面的に改正されなければならぬ。勅令は七月十五日までその効力を有するその以降は失効するといふことに改められております。

○小泉秀吉君 この港則法とそれから海上衝突予防法との關係はどういうふうになるのをごさいますか、政府委員に伺ひます。

○説明員(猪口猛夫君) 海上衝突予防法と港則法との關係は、從來の海上衝突予防法と現行の開港港則との關係と全く同一でございます。いわゆる海上衝突予防法におきます地方又は他の官廳で決めた特別法は、これを排除しないといふ規定がありますが、その一部と見て差支ないと考えております。全然現行の開港港則法と海上衝突

予防法との關係は何ら變つておりません。

○小泉秀吉君 一向今の説明では私に呑み込めませんが、私の伺つておるのには、この港則法と海上衝突予防法との關係を伺つておるのです。

○説明員(猪口猛夫君) 海上衝突予防法と港則法との關係は、先程説明が足らなかつたやうでございますが、いわゆる一般法と特別法との關係でございます。現行の海上衝突予防法と開港港則の關係と全く同じだといふ意味合でございます。

○小泉秀吉君 政府委員の説明では、港則法は海上衝突予防法に何ら抵觸をしない、海上衝突予防法の中、港則法、或いは港の航行その他に關する件については、海上衝突予防法の規定は全部支障なしに港則法には取り入れてあるのだといふやうな意味に了解していいのをごさいますか。

○説明員(猪口猛夫君) 一般法と特別法との關係におきまして、港内の特殊事情に基きまして規定されておりますもの以外につきましては、御質問のありました通りでございます。

○小林勝馬君 第八條の第三号におきまして、「港長は、危険を防止するため必要があるとき、修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができ」とありますが、この危険とかその他突発的問題に對しまして如何にしてこれをやるか、その点の御説明を先ずお願いいたします。

○政府委員(大久保武雄君) この点は御承知のように台風その他の場合におきまして往々その必要を見るので、船員に對しまして或いは清船、船に留ま

という場合は、或いは瀬戸内の
ような場合であつたら却つて一列縦航
の、ですからいわれる狭隘なる水路と
いうものよりも、もつと狭い狭隘なる
員を増加いたしませんから、行政機構
の整理の趣旨に反しませんが、又地元の縣
その一部と見て差支ないと考えており
ます。全然現行の開港港則法と海上衡
意見を、実際には参考というよりも、
尊重するということは、實際問題とし
てあると思ひます。ですから余程港則
法の実施に支障を来たさない限り、そ
ういふ問題は起らないと我々は考へて
おります。

ることを命じまして、船舶の安全を図
るといふことが必要であると、かよう
に考へます。
○小林勝馬君 暴風その他の場合は滞
船を命ずるという御説明でございま
す。停船中の船舶に対して、十分そ
う暴風が突発的に起つて来た場合な
んかに、乗船を命ずることがそう簡単
にでき得るかどうかという問題です。
○政府委員(大久保武雄君) 台風その
他の場合におきましては、一應まあ予
め予知し得るような場合におきまし
ては、相当前から警戒をするというや
うな手が打てると、かように考へてお
ります。

常時指定する特定港でございます。そ
れ以外の特定港といふのは、常時
びよう地を指定しないが、港長が常
駐している特定港であります。その
特定港におきまして、必要があれば、
港長はびよう地の指定をするというの
が本号の内容でございます。

○小林勝馬君 次に第六條の「海難を
避けようとする場合その他やむを得な
い事由のある場合を除いて」といふ
うに相成つておりますが、「やむを得な
い事由」といふことを明確に御説明を
願ひます。

意見、實際には参考というよりも、
尊重するということは、實際問題とし
てあると思ひます。ですから余程港則
法の実施に支障を来たさない限り、そ
ういふ問題は起らないと我々は考へて
おります。

○小林勝馬君 然らば港長は、船長並
びに修繕中又はけい船中の船舶に対
して、船舶会社等と連繫を平常保つて
置く必要があるのかどうか。
○政府委員(大久保武雄君) 港長の業
務は、一つの港内警察を行うわけであ
りますが、これは一つ独立しまして、
孤立しまして絶対に業務が行える船
ではないのであります。船長或いは船
主、或いは港務管理署、自治体などと
緊密なる連繫を図りまして、港内の安
全を期すると、かようなことが必要で
あると考へます。

○小林勝馬君 次に第五條第三項「前
項に規定する特定港以外の特定港で
も、港長は、特に必要があると思へる
ときは、」という特定港以外の特定港
という問題の御説明と、並びに、この
港長はどちらの特定港の港長がやるか
といふことを明確にして頂きたいと思
ひます。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば港長は、船長並
びに修繕中又はけい船中の船舶に対
して、船舶会社等と連繫を平常保つて
置く必要があるのかどうか。
○政府委員(大久保武雄君) 港長の業
務は、一つの港内警察を行うわけであ
りますが、これは一つ独立しまして、
孤立しまして絶対に業務が行える船
ではないのであります。船長或いは船
主、或いは港務管理署、自治体などと
緊密なる連繫を図りまして、港内の安
全を期すると、かようなことが必要で
あると考へます。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば港長は、船長並
びに修繕中又はけい船中の船舶に対
して、船舶会社等と連繫を平常保つて
置く必要があるのかどうか。
○政府委員(大久保武雄君) 港長の業
務は、一つの港内警察を行うわけであ
りますが、これは一つ独立しまして、
孤立しまして絶対に業務が行える船
ではないのであります。船長或いは船
主、或いは港務管理署、自治体などと
緊密なる連繫を図りまして、港内の安
全を期すると、かようなことが必要で
あると考へます。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば港長は、船長並
びに修繕中又はけい船中の船舶に対
して、船舶会社等と連繫を平常保つて
置く必要があるのかどうか。
○政府委員(大久保武雄君) 港長の業
務は、一つの港内警察を行うわけであ
りますが、これは一つ独立しまして、
孤立しまして絶対に業務が行える船
ではないのであります。船長或いは船
主、或いは港務管理署、自治体などと
緊密なる連繫を図りまして、港内の安
全を期すると、かようなことが必要で
あると考へます。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば港長は、船長並
びに修繕中又はけい船中の船舶に対
して、船舶会社等と連繫を平常保つて
置く必要があるのかどうか。
○政府委員(大久保武雄君) 港長の業
務は、一つの港内警察を行うわけであ
りますが、これは一つ独立しまして、
孤立しまして絶対に業務が行える船
ではないのであります。船長或いは船
主、或いは港務管理署、自治体などと
緊密なる連繫を図りまして、港内の安
全を期すると、かようなことが必要で
あると考へます。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

○小林勝馬君 然らば意見を聴くだけ
になつておりますけれども、實際にお
きましては、さん橋その他にけい留す
ることが、港内の維持上差障りない
という場合は、全般的に管理経営者の
意見が容れられるわけに相成るので
ございませう。

求めたのでありますが、委員会だけの終結で、まだ本会議の決議がない

比較的に年齢の高い水先人の方が信用がある等の実情に鑑みまして、老練、

というように政府に意思があるかどうか、

から、果して二十歳や二十一歳という

能が停止いたしましたために、昭和二十二年四月から、國家の再保険制度

というものはなくなつております。

○小泉秀吉君 この木船保険組合は今中して来るといふ傾向を持つております。従つて西日本関係の優秀な船の二割が一割として契約に入つてお

めに、保険でいゆる逆選択と申しま

やないかというやうな話合が纏まりま

運賃金が石炭を運んで、それと同時に

事業も、海運の事業も、機帆船も、自

問、誠に御尤もでありまして、実はこ

ます。ところがこの木船保険界にもむ

○丹羽五郎君 この木船保険組合は強

航して行くという行き方もあるとい

おりました。御質問で御心配に預かつて

置きますと、これはこのまま委して

つと考へております。先ずそこで

○委員長(板谷順助君) 大体分りませ

○丹羽五郎君 大体私も資料を調べて

○小泉秀吉君 今の政府委員のお話と

るように努めておるのであります。従いましてこの面は半分以上、七五%程度まで自由運行に近い運賃の工夫ができる、こういうような状況になつております。この分野におきましては運賃の高騰もそれ程ひどくはないようでありまして、戦時標準型によりまする船におきましては相当高いようであります。従つて先ず運賃はこれを標準にいたしてありますけれども、実際はいろいろと軽減の工夫によりまして安運賃を以て運ぶと、こういうふうな努力をいたしておるようであります。例えば中間の石炭の運送をいたしております船、これはまあ石炭の輸送のために専断せしめ、且つ片道航海というものを勵行いたしておるもののはコストが非常に高くつのであります。従いましてこの運賃は若しこれが自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

討論は終結いたしましたので、これより採決に入ります。政府原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

六月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、二俣、佐久間間鉄道速成に関する請願(第千八百三十三号)

一、神奈川縣三崎町に鉄道を延長することに關する請願(第千八百六十七号)

一、根尾村、岐阜市間を樽見線國營貨物自動車延長路線として編入することに關する請願(第千八百七十七号)

一、今市、田島間鉄道敷設に關する請願(第千八百一十一号)

一、西日本鉄道株式會社北九州線の市内線取扱いに關する請願(第千八百三十八号)

一、郡山まわり上野、新潟岡間直通列車運轉復活に關する請願(第千四百四十六号)

一、鹿兒島縣下國營自動車線の新設、延長並びに鉄道の建設、電化に關する請願(第千六百一十一号)

一、逗子駅裏設置に關する陳情(第千五百二十八号)

一、貨物自動車營業種別標示に關する陳情(第千五百四十六号)

一、貨物自動車より運送事業の指導監督所管に關する陳情(第千五百四十八号)

一、門司地方陸通局設置に關する陳情(第千五百五十五号)

一、秋田、磐石間鉄道敷設工事促進に關する陳情(第千五百五十八号)

一、津山市、上井町間國營バス及び

トラックの運輸開始に關する陳情(第千五百五十九号)

一、福島、米沢間電化促進に關する陳情(第千五百六十三号)

一、郡山まわり上野、新潟、岡間直通列車運轉復活に關する陳情(第千五百六十九号)

一、品鶴線品川、鶴見岡間に旅客電車運輸開始に關する陳情(第千五百七十七号)

第千八百三十三号 昭和二十三年六月十五日受理

二俣、佐久間間鉄道速成に關する請願 請願者 靜岡縣磐田郡二俣町長 柏田文男外五名

紹介議員 河井彌八君

この請願の趣旨は、第千三百三十号と同じである。

第千八百六十六号 昭和二十三年六月十五日受理

神奈川縣三崎町に鉄道を延長することに關する請願 請願者 神奈川縣三浦郡三崎町長 松崎定治外百九十四名

紹介議員 小串清一君外二名

三浦半島は、三崎漁港の年産五百余方貫の水産物を始め生鮮食料品の生産地として京浜の大消費地区を潤しており又観光地としても知られてゐるが、運輸交通が貧弱であるから三浦郡三崎町まで國鉄を延長して経済再建に寄與せられたいとの請願。

第千八百七十七号 昭和二十三年六月十六日受理

根尾村、岐阜市間を樽見線國營貨物自動車の延長路線として編入することに

それを通じて石炭の輸送に従事いたしております汽船に対する補償ということになつて参つておるのであります。何と言いまうか、不当に高い運賃を許可して自由競争に委ねるといふ政策はとつておりませんので、実質的にはこういう政策をとつてゐる。こういう状況になつてゐるのでございませう。御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

自由企業でありますれば、陸と汽船等の関係で到底立ち行かないような実運賃率を許可いたしております。併しこの荷主は全部いわゆる配炭公團一本でありまして、そのために配炭公團といはしましては、汽船を以て配炭できない、輸送ができない港に対してはどうしても汽船を使わなければならぬ、又炭質その他から来るロツトの関係で汽船を使うことを不便とするものが非常に沢山あります。この分はどうしても汽船によらなければならぬ、この自然経済から考えますと多少不自然と考えられるような高い運賃で汽船を使うということ、実は政府部内として決定をいたしております。その関係で直接に汽船に対して運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公團に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御質疑はありますか。御質疑がなければ質疑は終了したことに決定いたします。これより討論に入ります。

○委員長(板谷順助君) 尚委員長としての報告にういてはお委せを願ひます。本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君

理事 丹羽 五郎君

橋本萬右衛門君

小野 哲君

委員 小泉 秀吉君

鈴木 清一君

中村 正雄君

大隅 懋二君

加藤常太郎君

小林 勝馬君

高橋 啓君

飯田精太郎君

早川 慎一君

村上 義一君

政府委員

運輸事務官 海 大久保武雄君

上保安局長 海 山崎小五郎君

運輸事務官 海 秋山 龍君

運輸局長官 岡田 修一君

運輸事務官 海 岡田 修一君

運輸局長官 海 岡田 修一君

運賃の補給をいたしませんけれども、配炭公園に対する補給、補償、従つて

○委員長(板谷順助君) 他に御意見はありませんか。他に御意見がなければ

運輸事務局(海運局長) 岡田 修一君

一 津山市、上井町間國營バス及び

根尾村、岐阜市間を導見線國營貨物自動車、延長路線として編入すること

閣下諸願

請願者 岐阜縣山縣郡高富町 杉山直一

紹介議員 大野幸一君外一名

岐阜縣山縣郡高富町は、山林地帯であるため木材が豊富であるが、その搬出には専ら民間自動車に依存している。需要が多く腐朽の状態であるから本集郡根尾村山縣郡葛原、谷合兩村桂田及び谷合村、北山村分線ともに岐阜市に至る間に導見線國營貨物自動車を延長せられたいとの請願。

第千一百一十一号 昭和二十三年六月十七日受理

今市、田島間鉄道敷設に関する請願

請願者 栃木縣上野郡今市町 長 青木源吉外十二名

紹介議員 植竹春彦君

栃木縣今市町と福島縣田島町を結ぶ沿線は大森林地帯を有している。この開闢と、また奥羽と関東との連絡路線として重大な使命を有しているから、既に灌の原までは敷設工事が完成しているが、今市町までの全路線の完成を急がれて、貨客輸送の便を図られたいとの請願。

第千一百三十八号 昭和二十三年六月十八日受理

西日本鉄道株式会社北九州線の市内線取扱いに関する請願

請願者 八幡市議會議長 花田 盛太郎外十八名

紹介議員 濱田寅藏君

北九州商工業地帯を形成している八幡、小倉、門司、戸畑及び若松の五市を連絡する西日本鉄道株式会社北九州線の利用者は激増しているが、独占企業であるため従来より一方

的に運賃を値上げしており、一般勤労大衆に與える影響が大きいから同線を全線一區制の市内線扱いとせられたいとの請願。

第千四百六十六号 昭和二十三年六月十九日受理

郡山まわり上野、新潟兩駅間直通列車運轉復活に関する請願

請願者 若松市長 横山武外六名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山まわり上野、新潟兩駅間の直通列車の運轉は、戦時中の輸送制限の強化に伴い中止されたままで現在に及んでおるので、沿線地方民のこうむる不利不便はもとよりであるが、特に奥合津の豊富な資源の開闢や磐梯山を中心とする景勝地の紹介にも支障を生ずるから、速かに直通列車運轉の復活を実現せられたいとの請願。

第千六百六十一号 昭和二十三年六月十九日受理

鹿兒島縣下國營自動車線の新設延長並びに鉄道の新設・電化に関する請願

請願者 鹿兒島市武町八十四鹿兒島市議會議長 増田 靜

紹介議員 島津忠彦君

鹿兒島縣は開闢の余地があるにもかかわらず交通網が完備しないため國土の開発がおくれ産業・文化の向上に多大の支障をきたしているから、加治木から帖佐經由山田間の國營バスの新設の外七線の新設・延長及び電化等の実現を図られたいとの請願。

第五百二十八号 昭和二十三年六月十四日受理

運子駅裏設置に関する陳情
横須賀市議會議長 岡山八郎
横須賀線運子駅に裏駅を設置することは運子地元民多年の要望であるから、速かに右の実現を計られたいとの陳情。

第五百四十六号 昭和二十三年六月十六日受理

貨物自動車營業種別標示に関する陳情

大阪市東区北浜二ノ七七大阪府貨物自動車協會内 築山慶次外六名

生産再興の基盤となる輸送力を確保するために、輸送の迅速正確を図り且つ責任を明らかにする必要がある。この目的達成の一方策として、貨物自動車の外側に所屬会社又は団体名及び營業種別を明記するよう關係法規を改正されたいとの陳情。

第五百四十八号 昭和二十三年六月十六日受理

貨物自動車より運送事業の指導監督所管に関する陳情

盛岡市開運橋通り一二六若手縣小運送組合内 加藤友治

鉄道と密接不可分の關係にある貨物自動車より運送事業の指導監督権を、地方長官に移管せられる由であるが、このようなことになれば、業者の満足するような行政は望まれず延いては、重要物資の輸送に支障をきたすことになるから、指導監督権は、従来通り道路運送監理事務所の所管とされたいとの陳情。

第五百五十五号 昭和二十三年六月十七日受理

門司地方陸運局設置に関する陳情

門司市長 中野眞吾外十四名

近く各鉄道局から陸運監督部面が分離される由であるが、門司市は交通行政の中枢であり、地理的關係係要衝の地であるから、鉄道局、海運局と緊密な關係を有する地方陸運局を門司市に設置せられたいとの陳情。

第五百五十八号 昭和二十三年六月十七日受理

秋田、平石兩駅間鉄道敷設工事促進に関する陳情

秋田縣議會議長 京野孝之助

秋田縣より若手縣若手郡平石駅に至る間に鉄道を敷設すれば、沿線の豊富な林、鉱産資源の開闢するとともに、秋田、若手兩縣を結ぶ最短距離となるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの陳情。

第五百五十九号 昭和二十三年六月十七日受理

津山市、上井町間國營バス及びトラックの運輸開始に関する陳情

岡山縣議會議長 友保知

岡山縣津山市より鳥取縣東伯郡上井町に至る間は、農林産物が豊富であり又景勝の地も多く價值のある重要路線であるが、現在私設会社經營のバスが運行するのみであるため同縣物資の交流に不利であるから速かに同路線に國營バス並びにトラックの運輸を開始せられたいとの陳情。

第五百六十三号 昭和二十三年六月十八日受理

福島、米沢兩駅間電化促進に関する陳情

秋田縣議會議長 京野孝之助外六名

近く各鉄道局から陸運監督部面が分離される。第五百六十九号 昭和二十三年六月十九日受理
郡山まわり上野、新潟兩駅間直通列車運轉復活に関する陳情
若松市長 横山武外六名

郡山まわり上野、新潟兩駅間の直通列車は戦時中の輸送制限以來中止されているので、沿線住民は中央との経済取引その他連絡上非常に不便を感じており、また奥合津資源開闢や磐梯山を中心とする景勝地の紹介のためにも、兩駅間の直通列車の運轉を復活せられたいとの陳情。

第五百七十号 昭和二十三年六月十九日受理

品鶴線品川、鶴見兩駅間に旅客電車運轉開始に関する陳情

東京都品川区議會議長 平田榮司

品川、鶴見兩駅間をつらねる品鶴線は既に電化されているから、現在の殺人旅客の混雑緩和と文化及び産業發展促進と沿線住民の利便等のため、本線に旅客電車を運轉せられたいとの陳情。

六月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、本船保險組合の解散に関する法律案(第百十四号)

一、水先法の一部を改正する法律案(第百十五号)(予備審査のための付託は六月十日)

一、港則法案(第百十三号)(予備審査のための付託は六月十一日)

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第百五十六條第四項

の規定に基づき、海運局の増設に關し承認を求めるの件(予第百九十号)

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、海運局の増設に關し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、海運局の増設に關し承認を求めるの件
新潟市、神戸市及び高松市に海運局官制(昭和十八年勅令第八百三十二号)による海運局を置くことについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による國會の承認を求める。

昭和二十三年九月一日印刷

昭和二十三年九月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局